

南海トラフで発生する地震は過去も繰り返し発生しており、その周期は90〜150年。そして、今後30年間のうちの発生確率は約70%といわれています。

大地震は必ず発生し、私たちを襲う脅威になります。もし、自分が被災したら…。

今の「当たり前」の生活が一変し、それを取り戻すためには多くの時間やお金、労力を費やすことになります。

「わがごと」と考えられるか

「自分だけは死なない」。自分自身の防衛本能が働くことで、「今まで生きてきたから、そんなに簡単には死なないだろう」と考えてしまうのが人間です。しかし、災害は一度でも遭遇すると一瞬で人の命を奪います。いつ誰を襲うかも分からない災害に対して、一人一人が「わがごと」意識を持って防災に取り組むことが大切です。

命を守る

地震から命を守るということは、揺れによって引き起こされる危険を回避するということ。何もない草原で震度7の揺れが襲っても、あなたの命が奪われることはおそらくありません。私たちが生活する空間には、地震の揺れ

命を守る Action

家具などを凶器にさせない

家具などの下敷きになったり、けがをしたりすることを防ぐため、転倒・落下・移動の防止や、ガラスなどの飛散防止の対策を行きましょう。

寝ているときに、背の高いタンスが倒れてきた！ということのないよう、まずは配置を見直します。次に、L型金具でねじ止めを行うなど、転倒などの対策をしっかり行ってください。

また、日頃から机の上にもものを出しっぱなしにしないなどの心がけも大切です。

命を守る Action

家族と話す

「うちの避難場所はどこだろう」「もしみんな外出しているときに地震が起こったらどうする？」など、日頃から話しておきましょう。

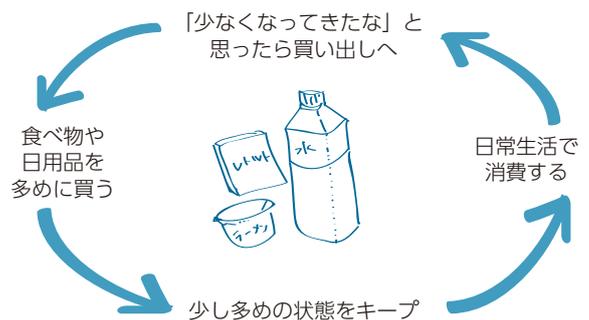
近年の大規模災害における犠牲者の多くは高齢者や障害者など「災害時要援護者」です。有田川町では、そのような人の情報を事前に役場に登録し、自治会・自主防災組織・民生委員児童委員などと共有し、災害対策に役立てます。

対象になるのは65歳以上の一人暮らしの高齢者や要介護認定において要介護3以上の判定を受けている人などのうち、在宅の人で災害時に自力避難が困難な人・自身の避難支援に係る個人情報を自治会などへ提供することに同意した人が対象です。

命を守る Action

物を備える

備蓄といえば「災害用のもの」と考えている人も多いと思います。無理なく行うための「日常備蓄」によるところでん方式の備蓄を取り入れてみませんか？



避難のとき、当面必要となる最小限のものを詰めた「非常持ち出し袋」の準備も忘れずに。一人一人必要なものは異なるので、自分にとって何が必要かしっかり考えましょう。

誰一人として取り残されることがないように

●登録申請の方法

金屋庁舎やすらぎ福祉課、もしくは、自治会・民生児童委員・自主防災組織代表者までご連絡ください。その後、町から調査員が自宅を訪問、申請書の作成をお手伝いし、登録を行います。

※既に登録済みの人は再登録不要。

※対象になる人の詳細など、詳しくは金屋庁舎やすらぎ福祉課まで。